

会計参与制度 の基本

今後、期待されている会計参与制度の概要を再整理してみましょう。

(1) 会計参与の資格

会計参与になれるのは、税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人に限られます。また、会計参与は取締役や監査役と兼任することは禁止されています。

(2) 会計参与の選任と解任

会計参与は、株主総会の決議によって選任され、いつでも株主総会の決議によって解任することができます。

(3) 会計参与の任期

原則として2年ですが、公開会社でない株式会社では10年まで延長することができます。

(4) 会計参与の職務・権限

① 計算書類の取締役との共同作成

- ② 会計参与報告書の作成
- ③ 株主総会における計算書類の説明義務
- ④ 計算書類の保存
- ⑤ 計算書類の株主及び債権者への開示
- ⑥ 会計帳簿・資料の閲覧・謄写権
- ⑦ 計算書類を承認する取締役会への出席
- ⑧ 計算書類の作成につき取締役等と意見を異にする場合における株主総会における意見の陳述
- ⑨ 会計参与の職務を行うため必要がある場合における会社・子会社の業務及び財産の状況の調査権
- ⑩ 株主総会における会計参与の選任等についての意見の陳述
- ⑪ 辞任した会計参与による株主総会における辞任の理由の陳述

(5) 顧問税理士は、その株式会社の会計参与になれるか

通常顧問税理士は、その株式会社の使用人ではないので、顧問税理士のままで会計参与となれます。

ナマの税務相談室

Q 先生、今年もよろしくをお願いします。本年2月1日に私達夫婦は満20年の結婚記念日を迎えます。私は、これを記念して

妻に近く完成する居宅と敷地の一部を贈与し、妻に贈与税の配偶者控除を受けさせてやりたいと思います。

A それはそれは、Kさん、結婚20周年おめでとうございます。そして、結婚満20周年を機会に奥様に居住用不動産を贈与していわゆる贈与税の2,000万円贈与をというご計画、評価します。

Q 先生、税務の手順ですが、2月15日を期して贈与登記を申請したいと思います。家屋の固定資産税評価額が17年4月1日現在、100㎡250万円、敷地の路線価が17年分として1㎡35万円です。敷地の地積は120㎡ですから4,200万円、概算として居宅とその敷地の共有部分2分の1を妻に贈与したいのですが。

結婚20周年、妻に 居住用不動産を贈与

A 税務としては理想的ではないですか。算式が(250万円+4,200万円)×2分の1は2,225万円で、配偶者控除が2,000万円、

18年分の基礎控除額110万円を控除すると、115万円が贈与額です。

Q 11万円余の贈与税ですみますね。尤も、路線価の18年分が本年夏頃でないと判りませんが、ここ2、3年変化がないので、多分動きはないと思っています。

A そうですね。しかし、留意点を申し上げます。登録免許税と不動産取得税が70～80万円かかると思いますが、この二つの税をご主人が負担すると、その金額が18年分贈与の額に加算しなければならないと覚悟してください。

Q ハイ、妻も贈与税に加えて三つの税を負担するのは産みの苦しみ、へそくりから負担すると言っています。

【参考】 相法21条の6

ナマの税務相談室